

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月14日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部 本部長 桐島 悠爾

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部 本部長 桐島 悠爾

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券
その他の者に対する割当

【届出の対象とした募集金額】 株式 124,892,415円
新株予約権証券 1,150,500円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
193,323,000円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,673株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、現在当社は、単元株式制度は採用していませんが、平成25年6月10日付当社取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数（売買単位）を100株とする単元株制度を採用することを決議しております。

(注) 1. 新規発行株式（以下、「本新株式」という。）の発行については、平成25年8月14日（水）開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、当該当社取締役会においては、当社取締役のうち、前田氏については本新株式の割当予定先となることから、本新株式の発行について特別の利害関係を有するため、その審議及び決議には参加していません。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	12,673株	124,892,415	62,452,544
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	12,673株	124,892,415	62,452,544

(注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額のうち94,893,795円を金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ、以下、「DES」という。）による方法で割り当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、62,439,871円であります。

3. 現物出資の目的とする財産の内容及び価額

(1) 前田健司氏（以下、「前田氏」という。）が当社に対して有する平成24年10月10日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の残元本2,300,000 円のうち2,300,000 円

借入日：平成24年10月10日

借入金額：6,000,000 円

残元本金額：2,300,000円

返済期日：平成25年9月30日

利率：3.00%

資金使途：全額地域活性化イベント費用の支払

(2) 前田氏が当社に対して有する平成24年10月11日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本3,800,000 円のうち3,800,000 円

借入日：平成24年10月11日

借入金額：3,800,000 円

返済期日：平成25年9月30日

利率：3.00%

資金使途：全額地域活性化イベント費用の支払

(3) 前田氏が当社に対して有する平成24年10月15日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本3,000,000 円のうち3,000,000 円

借入日：平成24年10月15日

借入金額：3,000,000 円

返済期日：平成25年9月30日

利率：3.00%

資金使途：全額地域活性化イベント費用の支払

- (4) 前田氏が当社に対して有する平成24年11月15日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本1,890,000円のうち1,890,000円
 借入日：平成24年11月15日
 借入金額：1,890,000円
 返済期日：平成25年9月30日
 利率：3.00%
 資金使途：全額監査報酬等の業務委託費用の支払
- (5) 前田氏が当社に対して有する平成25年1月29日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本4,000,000円のうち4,000,000円
 借入日：平成25年1月29日
 借入金額：4,000,000円
 返済期日：平成25年9月30日
 利率：3.00%
 資金使途：全額監査報酬等の業務委託費用の支払
- (6) 前田氏が当社に対して有する平成25年5月31日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本30,000,000円のうち30,000,000円
 借入日：平成25年5月31日
 借入金額：30,000,000円
 返済期日：平成26年5月30日
 利率：3.00%
 資金使途：当社運転資金(金融機関等返済資金10百万円、支払報酬等10百万円及び納税資金10百万円)
- (7) 前田氏が当社に対して有する平成25年7月31日付金銭消費貸借契約に基づく以下の金銭債権の元本50,000,000円の49,903,795円
 借入日：平成25年7月31日
 借入金額：50,000,000円
 返済期日：平成26年7月30日
 利率：3.00%
 資金使途：運転資金(人件費等：7百万円、金融機関等返済資金6百万円、子会社等貸付金3百万円、納税資金4百万円及び前田氏への新規貸付資金30百万円)
 前田氏より、当該貸付資金(貸付日：平成25年8月2日、貸付金額：30,000,000円、返済期日：平成26年8月1日、利率：3.00%)の使途は、前田氏からの当社へ貸付後に必要となった前田氏の他社からの借入の返済資金である旨、及び、当該借入の担保として、同氏保有の当社株式に担保設定がなされており、第3回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行の前提である割当予定先マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)との間の同氏保有当社株式5,000株の株式貸借契約を行うためには、当該借入の返済が必要であった旨を確認しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
9,855	4,928	1株	平成25年8月30日(金)	-	平成25年8月30日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、本新株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、申込期日までに本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額の払込み及び後記申込取扱場所にて現物出資の目的となる財産の給付を行うものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行中之島支店	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号

(注) 金銭以外の財産の給付の場所については、上記(3)申込取扱場所と同一です。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	39個（新株予約権1個につき500株）
発行価額の総額	1,150,500円
発行価格	新株予約権1個につき29,500円（新株予約権の目的である株式1株当たり59円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年8月30日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
払込期日	平成25年8月30日（金）
割当日	平成25年8月30日（金）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行銀行 中之島支店

（注）1．本新株予約権の発行については、平成25年8月14日（水）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、現在当社は、単元株式制度は採用していませんが、平成25年6月10日付当社取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数（売買単位）を100株とする単元株制度を採用することを決議しております。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式19,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は500株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、9,855円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額に} \times \text{より当該期間内に} \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下、「JASDAQスタンダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>193,323,000円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の割当株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年8月30日から平成27年8月29日（但し、平成27年8月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」という。）に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」という。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（12,812円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（14,783円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の大株主である前田氏が締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（5,000株）とすることとしております。

2．本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3．本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4．本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5．その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
223,321,620	7,700,000	215,621,620

- (注) 1. 払込金額の総額は、金銭出資による本新株式の発行価額の総額（29,998,620円）及び新株予約権の発行価額の総額（1,150,500円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（192,172,500円）を合算した金額であります。また、本新株式の一部は金銭以外の財産による現物出資の方法により発行されるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株式及び本新株予約権の発行に伴う弁護士報酬及び価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用5,000,000円、登記関連費用2,000,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）700,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
4. 新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
運転資金（人件費、支払報酬等）	30	平成25年8月～ 平成25年10月

平成25年5月30日付で株式会社兵庫宝不動産との業務提携に関する基本合意を締結し、顧客のニーズにより柔軟に対応したSPV（特別目的事業体）を活用した不動産の流動化・開発取組み等の事業を両者で取り組んで参ることに合意しておりますが、これらの取組みが安定的な収益の確保につながるまでの運転資金として充当いたします。

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
有限責任事業組合（LLP）を活用した取組を含め、遂行中プロジェクト及び新規プロジェクトに伴う諸費用（手付金・仲介手数料・建築関連費用及び登記費用、初期費用等）	150	平成25年9月 ～平成26年3月
不動産流動化事業に関する諸費用（SPV設立費用及び出資金等）	30	平成25年9月 ～平成26年2月

有限責任事業組合（LLP）を活用した取組を含め、遂行中プロジェクト及び新規プロジェクトに伴う諸費用

現在遂行中のプロジェクトといたしましては、新築の木造デザイナーズマンション（J-Woody Design Apartment（J-Woody））の取組みがございます。J-Woodyは、従来の木造建築のイメージを払しょくするため、現在の木造建築における技術を活用した、デザイン性・設備面を重視した、時代が経過しても風化しない資産商品でございます。J-Woodyであれば、新築であっても、法人のみならず個人の資産でも無理のない範囲で投資が可能です。当社は、業務提携先や事業会社様を中心に本プロジェクトを有限責任事業組合（LLP）を中心としたスキームにて遂行いたします。本プロジェクトの展開においては、他社を先んじて土地の仕入を行っていく必要があり、その際の手付金（約10%）や仲介手数料の支払いや、その後の建築に係る建築関連費用、登記費用等の投資回収前資金（1物件当たり総額15百万円程）が必要であり、当該費用として充当いたします。平成25年9月から平成26年3月の期間において、四半期毎に1から2物件開発し、総計9物件程の計画であります。

また、今後展開していく新規のプロジェクトとしましては、10百万円から20百万円の設備投資で対応可能な小規模の太陽光発電に係る分譲販売事業でございます。こちらも現在すでに九州を中心に実績のある会社と有限責任事業組合（LLP）を活用したスキームで、全量買取制度及びグリーン投資税制を活用した太陽光発電についての設備投資にニーズのある法人様、個人の投資家顧客への販売事業を展開いたします。当該プロジェクトのスキーム構築に当たり、当該プロジェクトのノウハウを有する事業会社等への初期費用等として10百万円程充当いたします。

不動産流動化事業に関する諸費用（SPV設立費用及び出資金等）

株式会社兵庫宝不動産をはじめとした業務提携先からの物件供給を中心として、SPVを活用した不動産の流動化を四半期毎に実行していくために、当該SPVへの設立費用及び出資金として、各SPV毎に5百万～10百万円が必要となり、当該設立費用及び出資金として充当いたします。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで持続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、調達した資金は、収益確保までに時間を要しない上記、上記における小規模の太陽光発電に係る分譲販売事業、同J-Woody取組みの順に充当していく予定であり、また上記プロジェクト・事業の内容について変更する場合があります。

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

前田 健司氏

氏名	前田 健司
住所	神戸市東灘区
職業の内容	当社代表取締役社長
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	平成25年3月末において、当社普通株式を16,280株を所有しております。
人事関係	当社代表取締役社長
資金関係	本日現在、当社に対して総額94,990,000円の金銭債権を所有しております。また、本日現在、当社に対して総額30,000,000円の金銭債務を所有しております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

前田 健司氏

本新株式発行による割当予定先である前田氏は当社の代表取締役であります。当社が金融機関からの新規の運転資金の借入れは困難であった。平成24年10月、11月、平成25年1月、5月及び7月において、当社に対し、運転資金及び事業資金の確保のために合計94,986,000円の貸付を実行して頂いております。そして、当社の経営者として当社の財務状況を改善すべく切迫した必要性を痛感するとともに、中長期的な成長戦略を策定し実現するには、財務体質の強化を図りつつ成長基盤の早期構築を達成し、当社企業価値の増大へのコミットメントを行う意味において、前田氏が当社に対して有する金銭債権の残元本94,990,000円のうち94,893,795円を現物出資することにより本新株式を引き受けることを承諾して頂いたことから、割当予定先として選定いたしました。

マイルストーン社

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成25年8月14日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、当社が把握している限り、払込みも確実に行っておられます。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業22社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権の引受け及び新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは、当社が把握している限り、発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られております。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、これまでの行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。従って、本新株予約権についてもこれまでの事例と同様に同社による市場動向に応じた適時な行使が期待されます。

また、同社は、当社グループの当面の資金ニーズを理解して、本新株予約権のみならず本新株式の引受けについても応諾しており、当面の資金需要に対応した適時性のある資金調達を企図する当社にとって現時点で最も適した割当対象先であると判断いたしました。

本新株式に加えてさらに本新株予約権が全部行使された場合には、同社が当社の主要株主となる可能性があります。同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明しております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

なお、本新株式の発行を決議した平成25年8月14日開催の取締役会においては、当社取締役のうち、前田氏については本新株式の割当予定先となることから、本新株式の発行について特別の利害関係を有するため、その審議及び決議には参加していません。

(2) 本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由

我が国の経済は、東日本大震災の復興需要による緩やかな景気回復の兆しや、政権交代、第二次安倍内閣誕生に伴う景気対策への期待感による円安・株高の動きがある一方で、欧州の財政問題や中国などの海外経済情勢への懸念など、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主な事業領域である金融・不動産市場では、特に政権交代後、大胆な金融緩和政策をはじめとした経済財政運営に対する期待感を背景に国内金融・不動産市場にも持ち直しの動きが見られる一方で、海外経済情勢への懸念などもあり、先行きについては依然として不透明な状況であります。

このような市場環境の下、当社グループは、上場以来の中核事業である地方の不動産を中心とした事業展開をより深耕させ、シナジー効果を活かしながら投資対象を不動産そのものに限らず、事業会社・組合へ出資を通じた事業自体も投資対象とした投資事業及び投資マネージメント事業へと事業のリストラクチャリング(再構築)を図って参りました。

前連結会計年度(平成25年3月期)において、具体的には以下の営業施策を図って参りました。

- ・国内不動産に係る開発事業取組み
- ・海外不動産に係るアドバイザーサービス・アセットマネージメント事業取組み
- ・有限責任事業組合を活用した地域(北九州)に根ざした活性化事業取組み
- ・その他不動産に限らない投資案件のM&A仲介、アドバイザーサービス事業取組み

それぞれ次期以降の将来の収益につながる成果を上げることができたものの、当連結会計年度においては、販売費及び一般管理費等を吸収できる程にまで売上を計上するには到りませんでした。

そのような中、新たな収益機会の創出等のため自己資金を確保する必要性もあり、当社資産である燦アセットマネージメント株式会社(現 サムティアセットマネージメント株式会社、以下、同様)及び株式会社グランドホテル松任等の株式等を売却する運びとなり、関係会社株式売却損、事業整理損を計上するに到っております。

これらの結果、当社グループは、平成23年3月期連結会計年度から平成25年3月期連結会計年度において、3期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、特に、平成25年3月期連結会計年度は、営業損失230,803千円、経常損失275,324千円及び当期純損失1,466,449千円を計上した結果、101,724千円の債務超過となっております。

これまでのマイナスのトレンドをV字回復させるためには、資金難の状況及び債務超過を解消し、資本調達を図りつつ収益基盤の早期構築を達成していくことにより、対外的信用を回復させることが急務となっております。

まず、債務超過の解消について、今期末(平成26年3月31日)において債務超過である場合には、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第604条の2条第1項第3号(債務超過)に該当することとなるため、現在は猶予期間ではございますが、財務体質の改善についても急務となっており、資本増強の手段を平成25年4月頃から積極的に検討してまいりました。

今後の当社グループの上記の収益基盤を十分にご理解頂き、当社の企業価値の向上に資する投資家候補先と複数接触してまいりましたが、現状の当社グループの環境下において、当社の求めるタイミングにおいて資金を出資して頂ける投資家候補先は見つからず、一方、手元流動資金も十分とはいえない状況が続いております。

現状の当社の財務内容においては、金融機関からの新規の運転資金の借入れは困難であったため、平成24年10月、同年11月、平成25年1月、5月及び7月において、運転資金及び事業資金確保のため、当社代表取締役社長であります前田氏より、合計98,690,000円の貸付を実行させて頂きました。

しかしながら、会社関係者からの借入れにより、運転資金及び事業資金を補うことには限界があり、また借入れのみでは債務超過を解消できないことから、資本増強を行うことにより財務体質を改善すると共に売上の増大を図るため、今後の運転資金及び事業資金の確保が必須となっております。

このような状況下において、まずは急務である債務超過を早急に解消する足がかりとして、平成24年10月、11月、平成25年1月、5月及び7月に当社代表取締役社長の前田氏から行っていた借入について、DESを実施することにより、合計94,893,795円の債務圧縮と自己資本の改善を図り、かつ将来における金利等の負担を軽減することが、現実性が高くかつ迅速な資本増強策であるため、現物出資による本新株式の発行を実施することを選択いたしました。

また、当社は、金銭出資による本新株式及び本新株予約権の発行も決議しております。これは、DESにより財務状態の改善は図ることはできますが、DESのみでは資金の払込はなされず、収益基盤の構築を図るための事業資金が確保できないため、この点を補完する方策として金銭出資による本新株式の発行及び本新株予約権の行使による追加的な資本増強を行う機会を確保することが相当であると判断したために行うものであります。本新株予約権の行使が進めば、今後の収益基盤構築にむけた事業資金を確保できるなど、本新株式及び本新株予約権の発行はいずれも収益性の改善による企業価値向上を図るためには必要な資金調達であり、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資するものと判断しております。

次に、収益基盤の内容については、次のとおりであります。

第1に、当社が保有する、有限責任事業組合（以下、「LLP」という。）、特定目的会社（以下、「TMK」という。）等の特別事業目的体（以下、「SPV」という。）を活用した証券化等ストラクチャード・ファイナンス・テクノロジー（仕組金融技術）をベースとして、不動産マーケットにある既存不動産を証券化・流動化することで、金融マーケットの資金を取り込んで参ります。当社は、当該SPVの組成時の取組時当初物件の選定、スキーム構築及びファイナンスに係るアレンジャー・フィー、当該SPVの管理に係る毎年度ごとの年間あたりの管理フィーを獲得致します。この不動産流動化・証券化事業は、当社の上場以来の収益基盤ではありますが、平成25年5月30日付で業務提携の基本合意をいたしました株式会社兵庫宝不動産を中心とした業務提携先との具体的な案件の成約を実現させることにより、収益の根幹として参ります。

第2に、不動産マーケットに、当社開発の新規商品である木造デザイナーズマンション「J-Woody Design Apartment (J-Woody)」を投入致します。J-Woodyは、従来の木造建築のイメージを払しょくするため、現在の木造建築における技術を活用した、デザイン性、設備面を重視した、時代が経過しても風化しない資産商品でございます。不動産は、証券化すれば、資金が集まるというのではなく、価値のある不動産であることが最も重要であります。ここでいう価値には、たかさんの角度からの価値がありますが、これまで、当社グループは、主に既存不動産を取得した後に、バリュアップ（価値向上）を行い、証券化をして参りました。今般、長年培ってきた不動産に関するノウハウを駆使して、新たに、新規商品を開発し、法人のみならず個人の資産でも無理のない範囲で投資が可能となるという新たな価値を創造することに挑戦をすることで、事業収益を獲得いたします。

第3に、第1、第2の収益は、日本国内の不動産マーケット、すなわち、日本国内の定住人口に着目した事業を基にしていますが、人口減少の始まったわが国においては、将来を見越したうえでこの分野だけの事業に絞ることは危険であると言わざるを得ません。そこで、移動人口、特に観光分野に着目した事業展開を図ります。具体的には、アジアからの観光客を集客できるホテル事業等の流動化事業を行うことで、観光マーケットの顧客を獲得致します。現在、対象となるホテル等に関して、調査、分析等のデューデリジェンスを行っており、中長期時ではございますが、事業収益の獲得の柱としてまいります。

上記のような収益基盤のなかで、案件の組成に時間を要さず、収益に直結しやすい事業や案件をスピード感をもって確実に実行していくことにより、中長期的な収益基盤の構築を行うことができ、もって企業価値の向上へ繋がると考えております。

具体的には、上記第1の収益基盤にかかるものとして、株式会社兵庫宝不動産をはじめとした業務提携先からの物件供給を中心として、SPVを活用した不動産の流動化を四半期毎に実行していくために、当該SPVへの設立費用及び出資金として、各SPV毎に500万～1000万円を、平成25年9月から平成26年10月の間で、当該設立費用及び出資金として充当いたします。確実な物件供給が可能となるため、案件成約まで時間を要しない取組みであります。次に、上記第2の収益基盤にかかるものとして、J-Woodyプロジェクトにおける土地の仕入にかかる手付金（約10%）や仲介手数料の支払いや、その後の建築に係る建築関連費用、登記費用等の投資回収前資金（1物件当たり1500万円）に、平成25年9月から平成26年3月までに、当該費用として充当いたします。J-Woodyは、工期も6ヶ月程の商品であるため、開発・販売までに時間を要しない取組みであります。最後に、上記第1の収益基盤にかかわるものとして、全量買取制度及びグリーン投資税制を活用した小規模太陽光設備の販売プロジェクトのスキーム構築に当たり、当該プロジェクトのノウハウを有する事業会社等への初期費用等として1000万円充当いたします。スキーム構築が完了すれば、すぐに販売可能な取組みであるため、同じく案件成約までの時間を要しない取組みであります。

以上のとおり、いずれも収益の確保までに時間のかからない案件ばかりであり、また今後の収益基盤の柱となる案件ばかりでありますので、今後の成長基盤の確立および中長期的な企業価値の向上を図ることを企画しており、本新株式及び本新株予約権の発行（以下「本資金調達」といいます。）は、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

当社は、以上の目的及び理由から、本資金調達を実施することといたしました。

なお、本新株式の発行を決議した平成25年8月14日開催の取締役会においては、当社取締役のうち、前田氏については本新株式の割当予定先となることから、本新株式の発行について特別の利害関係を有するため、その審議及び決議には参加していません。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。上記のとおり、当社は前連結会計年度において101,724千円の債務超過に陥っていることから、当社の現状において、借入等の間接金融（銀行借入）による資金調達は、事実上困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、無配が続いている現状、債務超過に陥っている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法としてそもそも適当ではないと判断いたしました。

この点、現物出資及び金銭出資による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、有利子負債の圧縮による財務体質の改善を図ることができ、当社の当面の資金需要に対処するとともに、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら今後の事業の安定成長および拡大にむけた事業資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

本資金調達方法（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行）について

本資金調達方法は、金銭出資による本新株式の発行により当面の資金需要に対応しつつ、現物出資による本新株式の発行により有利子負債の圧縮による財務体質の改善を図ることができます。また、同時に発行される本新株予約権は、当社が主体となり一定の条件のもとマイルストーン社に行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり、具体的に当社が金銭出資による新株式及び新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、株式流動性の向上に寄与するために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1. 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、急激な希薄化を抑制することができます。また、割当予定先であるマイルストーン社からは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。また一方で、当社株式の市場株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2. 流動性の向上

本新株式の発行によって増加する株式数（12,673株）は平成25年3月31日現在の当社発行済株式総数の21.44%であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数（19,500株）は、同発行済株式総数の32.99%であります。割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額（発行価額）と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、第三者が反社会勢力と関わりがないこと等の一定の条件のもと他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4. 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4) 本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定すれば、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(4) 「本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様が株主価値の希薄化の予測可能性を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様が株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は9,855円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から19,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10取引日以内に行わせるべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が前田氏と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内(最大5,000株)とすることとしております。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式

前田健司 9,629株

マイルストーン社 3,044株

本新株予約権

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は19,500株であります。

e. 株券等の保有方針

前田 健司氏

割当予定先である前田健司氏は当社の代表取締役社長であり、基本的には当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しておりますが、保有株式の一部は株式処分信託を活用し、前田氏保有のインサイダー情報等を遮断した形で、かつ日々の出来高に応じて決まった比率を売却していく等、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。前田氏より、これは、当社株式の流動性向上の観点から本新株式の発行により高まった当社株式の保有比率を薄めるため、また当社が今後開発する新築の木造デザイナーズマンション（J Woody Design Apartment（J-Woody））をご自身でも投資するための資金の確保のためであることを、併せて確認しております。なお、当社は、前田氏より本新株式の割当日（平成25年8月30日）より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定です。

また、本前田氏の保有方針について、後記の第三者委員会より、「当社は前田氏との間で、前田氏より本新株式の割当日（平成25年8月30日）より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告内容が公衆の縦覧に供されること等につき確約書を締結する予定であることからすると、前田氏の当該保有方針が、前田氏の保有比率を薄め、また自身で投資するための資金を確保すること以外の何らかの不当な目的を有するものと推認することも困難であると思料される」旨の意見を頂いております。

マイルストーン社

当社は、割当予定先であるマイルストーン社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。また本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

また、本新株予約権の引き受けに際して、上記のとおり同社はエクイティ・コミットメント・ラインに基づいて、当社の経営再建における支援者として、当社の機動的な資金調達要請に応ずることとなっております。

なお、当社は、マイルストーン社より本新株式及び本新株予約権の割当日（平成25年8月30日）より2年間において、本新株式及び本新株予約権の権利行使により発行される新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

前田 健司氏

前田氏による本新株式の引受けは、前田氏が当社に対して有する金銭債権の残元本94,990,000円のうち94,893,795円を目的とする現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みはありません。

マイルストーン社

当社は、平成24年2月1日から平成25年1月31日に係るマイルストーン社の第1期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が2,766百万円、営業利益が49百万円、経常利益が58百万円、当期純利益が76百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、純資産が96百万円、総資産が924百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成25年7月31日現在の預金残高が520百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株式及び本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値により財務の健全性が確認されたこと並びに本新株式及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、上記「第1 [募集要項] 4 [新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)] (2) [新株予約権の内容等] 注1 本新株予約権の行使指示」に記載した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である前田氏との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 代表取締役社長 荒川 一枝)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

【本新株式】

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日(平成25年8月13日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値10,950円を基準とし、1株9,855円(ディスカウント率10%)といたしました。発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先のうち当社と利害関係のないマイルストーン社と協議した上で総合的に判断いたしました。当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、そのような状況を踏まえ、マイルストーン社の発行価額のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

当該ディスカウント率については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであること、マイルストーン社の他社の引受事例におけるディスカウント率との大きな乖離がないこと等により、当社としては妥当なものであると判断いたしました。

なお、喫緊の課題である債務超過を早期に解消し、また当面の資金の確保をするためには、前田氏とマイルストーン社への本新株式の発行の募集の時期とその効力発生日を同一にする必要性が高く、そのためには募集事項は募集毎に均等に定めなければならないと定める会社法第199条第5項の制約の下、前田氏の発行価額も、マイルストーン社の発行価額と同一にする必要があると解されること、また、前田氏がDESを行うことは、当社にとって有利負債を減らし財務体質を健全化できるというメリットがあるだけでなく、現状の当社の業容、財務状況に鑑みれば、金銭債権よりも弁済順位の低い当社株式を保有すること自体経営者としての責任をとる側面があるほか、当社の経営再建に向けた一層のコミットが期待できると考えられること等を勘案し、マイルストーン社と同様のディスカウント率の発行価額も許容されるものと判断いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均10,750円に対する乖離率は8.33%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均11,240円に対する乖離率は12.33%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均12,596円に対する乖離率は21.76%となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、平成25年6月28日付「債務超過による猶予期間入り」に関するお知らせにおいて公表したとおり債務超過の状態にはございますが、平成25年6月28日以降の株価に大きな変動もないため、上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであり、かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。また、以上のことから、当社監査役全員より、「平成25年8月14日開催の燦キャピタルマネージメント株式会社取締役会において発行決議された第三者割当による新株式の発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であって、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向・財務状況、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案しても、直前の市場価格が当社の現在の株式価値を客観的に示していると考えられること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に0.9を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであることから、かかる算定根拠には合理性があり、特に有利な発行価額には該当しないと考えます」として、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

【本新株予約権】

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ブルーアス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ）、満期までの期間、配当利回り、無リスク利率、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること）及び割当予定先の行動（当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却すること）を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社はこれを参考に、その前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから有利発行に当たらないと判断し、第3回新株予約権の1個当たりの払込金額を29,500円（1株当たり59円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年8月13日）のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値10,950円を参考として1株9,855円（ディスカウント率10%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。当該ディスカウント率については、マイルストーン社の他社の引受事例におけるディスカウント率との大きな乖離がないこと、本新株予約権の行使価額を低く抑えることにより、行使が促進され、流動性が増す結果、本資金調達がスムーズに行える可能性を高めること等により、当社としては妥当なものであると判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均10,750円に対する乖離率は8.33%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均11,240円に対する乖離率は12.33%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均12,596円に対する乖離率は21.76%となっております。

また、当社監査役全員より、「新株予約権の発行価額については、外部の当社との取引関係のない独立した第三者の専門会社に算定を依頼し、実務上の手法として確立されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定されたものであり、特に不当と思われる内容が見当たらず、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと考えます」として、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は12,673株であり、平成25年3月31日現在の当社発行済株式総数59,100株に対し21.44%（平成25年3月31日現在の当社議決権個数59,100個に対しては21.44%）、本新株予約権の行使による発行株式数は19,500株であり、平成25年3月31日現在の当社発行済株式総数59,100株に対し32.99%（平成25年3月31日現在の当社議決権個数59,100個に対しては32.99%）であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は54.44%であります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して大規模な希薄化が生じます。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。さらに、本株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

しかしながら、前述のとおり、当社は債務超過となっており、このような厳しい経営環境において財務基盤の強化を図りつつ、経営効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であり、また、債務超過を解消し、対外的信用を回復させることが急務となっております。

また、前述の「本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり9,855円であります。これは平成25年3月期の1株当たり純資産1,721.23円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。なお、本新株予約権は、行使価額が固定されていることもあり、株価の上昇局面での行使が前提となるため、必ずしも株価下落リスクが生じるものではないと考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成23年3月期 6,353.18円、平成24年3月期 6,648.26円、平成25年3月期 24,813.03円と、いずれもマイナスに留まっております。調達した資金をまずは収益に直結しやすい有限責任事業組合（LLP）等を活用したプロジェクト及び不動産流動化事業に厳選して投下し、当社の業績の回復を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

前田氏及びマイルストーン社に割当てる本新株式は12,673株であり、平成25年3月31日現在の当社発行済株式総数59,100株に対し21.44%（平成25年3月31日現在の当社議決権個数59,100個に対しては21.44%）、本新株予約権の行使による発行株式数は19,500株であり、平成25年3月31日現在の当社発行済株式総数59,100株に対し32.99%（平成25年3月31日現在の当社議決権個数59,100個に対しては32.99%）であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は54.44%であり、当社の総議決権数59,100個に占める割合が54.44%と25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
前田 健司	神戸市東灘区	16,280	27.54%	25,909	28.39%
マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社	東京都港区赤坂2丁目17-22	0	0%	22,549	24.70%
株式会社ISホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	14,929	25.26%	14,929	16.36%
佐々木 康裕	兵庫県西宮市	2,851	4.82%	2,851	3.12%
増田 洋介	東京都世田谷区	1,871	3.16%	1,871	2.05%
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテ ッド（常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行）	BAHNHOFSTRASSE 36, P.O. BOX8010, CH-8001 ZURICH SWITZERLAND（東京都千代田区 丸の内2丁目7-1）	1,410	2.38%	1,410	1.54%
田中 沙代子	愛知県名古屋市中	1,000	1.69%	1,000	1.10%
株式会社ユニオン	大阪市西区南堀江2丁目13-22	600	1.01%	600	0.66%
細羽 強	広島県福山市	462	0.78%	462	0.51%
小泉 和夫	東京都小平市	410	0.69%	410	0.45%
渡部 眞佐男	千葉県市川市	400	0.67%	400	0.44%
計	-	40,213	68.04%	72,386	79.31%

(注) 1. 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の発行済株式総数に、前田氏に割当てる予定の本新株式9,629株（議決権9,629個）、並びに、マイルストーン社に割当てる予定の本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数22,544株（議決権22,544個）を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成25年8月30日から平成27年8月29日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

今回の第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により増加する議決権の数は32,173個であり、平成25年3月31日現在の発行済株式総数59,100株の議決権の数である59,100個の54.44%となり、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される、経営者から一定程度の独立したものである当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手又は株主の意思確認手続きを要することになります。そこで、当社は、本資金調達が、既存株主様に対して大規模な希薄化を生じさせること、及び引受先のうち前田氏が既に当社の大株主であることに鑑み、当社から一定程度独立しつつも社内の状況に精通した第三者委員会（以下、「本第三者委員会」という。）を設置し、本第三者委員会において資金調達の必要性及び相当性について意見を諮問すべく、当社社外監査役三嶋政美氏、当社社外監査役竹田臣征氏及び高田剛氏（鳥飼総合法律事務所）の3名を本第三者委員会の委員として選定し、本資金調達の必要性と相当性について調査（以下「本件調査」という。）の上、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。

なお、当社社外監査役三嶋政美氏及び竹田臣征氏と当社との間には当社の監査役を委任することを除いては当社と取引や契約並びに出資などの関係は一切なく、高田剛氏も当社と取引や契約並びに出資などの関係は一切ないため、これら3名はいずれも当社経営者から独立した第三者であります。

本第三者委員会は、本件調査に関連して当社から開示・提供を受けた第21期（平成24年4月1日から平成25年3月31日）に係る有価証券報告書、第22期（平成25年4月1日から平成26年3月31日）第1四半期に係る四半期報告書ドラフト、当社の資金繰り表、本資金調達に係る有価証券届出書ドラフト及びプレスリリース、事業計画に関する資料、ブルーパス作成にかかる本新株予約権の評価算定書、総数引受契約書ドラフト、割当予定先と反社会的勢力との関わりがないことに関する調査報告書、DESの対象となる貸金債権の成立に関する書類（以下、本件調査において開示を受けた資料を総称して又は個別に「本件資料」という。）について、本件資料が真正に作成されたという前提の下、法的観点から本件資料を調査・検討しました。また、本第三者委員会は、調査期間中、電話会議の方法により、当社取締役経営管理本部長 桐島悠爾より本資金調達について事情聴取を実施し、また、必要に応じて、適宜、電子メールや電話で質問を行うなどして補充の事情聴取を行いました。

本第三者委員会は、資金調達等の必要性（a.債務超過解消の必要性、b.運転資金の確保の必要性、c.事業資金の確保の必要性）、及び、必要資金の調達方法の観点から、本資金調達の必要性を検討しました。結果として、a.当社は、本株式の募集として、前田氏からの借入金債務を現物出資の手法によって資金に振替え、もって債務超過を解消することは合理的な必要性があると認められること、b.当社は平成25年8月末日までの運転資金の確保が必須の状況にあることから、早急に運転資金を確保する必要性が認められること、c.当社が検討している、有限責任事業組合（LLP）、特定目的会社（TMK）等のSPVを活用した不動産流動化事業、当社開発の新規商品である木造デザイナーズマンション「J Woody Design Apartment(J-Woody)」の不動産市場への投入、アジアからの観光客を集客できるホテル事業等の流動化事業等の施策を実施するために一定の事業資金の調達が必要な状況にあると認められること、他の手段による資金調達と比較の上、本資金調達は、なお適切な資金調達方法と考えられることの理由により、本第三者委員会は、当社には本資金調達の必要性があると判断しております。

本第三者委員会は、使途の合理性、割当予定先の合理性、本株式及び本新株予約権の払込金額の合理性、発行数量及び株式の希釈化の規模の合理性の観点から、本資金調達の相当性を検討しました。結果として、調達資金の使途は、いずれも売上増大のためには必要な施策であり、不当性は認められず、その使途は合理的であると認められること、割当予定先の選定理由、割当予定先の保有方針、反社会的勢力等との関わりの有無、資金手当の確実性の観点から、当社が各割当予定先を本資金調達の割当先としようとすることは合理的であると判断されること、本株式の払込金額は、一応、公正な払込金額であると認められ、会社法第199条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当しないと史料され、また、本新株予約権1個あたりの払込金額は、ブルーパスが合理的に算定した、本件新株予約権1個あたり金29,500円と同額であるから、会社法第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当しないと史料されること、本資金調達による株式の希釈化は、債務超過の解消、運転資金及び売上増大のための必要な資金の確保を賄うためであり、既存株主の保有している株式の経済価値を必ずしも毀損するものではなく、合理性を有しているものと考えられることの理由から、本第三者委員会は、当社には本資金調達の相当性があると判断しております。

以上により、本第三者委員会は、平成25年8月14日開催の当社取締役会において決議される予定の本資金調達は、必要かつ相当なものとして認められるとの意見書を受領しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第21期）（以下、「有価証券報告書」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。
また、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

有価証券報告書の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日
平成25年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単位とする単元株制度の採用を行います。なお、当社は単元株制度の採用と合わせて1株を100株に分割する株式分割も実施いたします。
- (2) 本議案は、平成25年10月1日を効力発生日として、(1)の単元株制度を採用し、単元株数を100株とするため、第8条（単元株式数）を新設するものであります。
また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第9条（単元未満株主の権利制限）を新設し、これに伴い現行定款第8条以下の条数を繰り下げるものであります。
- (3) また、(1)記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成25年6月10日開催の取締役会におきまして、本議案が本定時株主総会で承認されることを条件として、かつ平成25年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割する株式分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。
- (4) 現行定款第6条の変更、第8条並びに第9条の新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を設けるものであります。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、桐島悠爾を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、藤田剛および竹田臣征を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、清和監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	38,581	87	0	(注) 1	可決 (99.78%)
第2号議案 取締役1名選任の件 桐島 悠爾	38,480	188	0	(注) 2	可決 (99.51%)
第3号議案 監査役2名選任の件 藤田 剛	38,486	179	0	(注) 2	可決 (99.53%)
竹田 臣征	38,581	87	0		可決 (99.78%)
第4号議案 会計監査人選任の件	38,579	89	0	(注) 3	可決 (99.77%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3. 最近の業績の概要について

平成25年8月14日開催の取締役会において決議された第22期第1四半期連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

[次へ](#)

四半期連結財務諸表
 (1)四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,912	114,595
売掛金（純額）	¹ 14,544	¹ 14,197
有価証券	0	0
商品	5,184	6,370
貯蔵品	367	2,300
その他	¹ 32,036	¹ 10,977
流動資産合計	169,046	148,440
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	131,099	128,871
その他（純額）	163,891	169,876
有形固定資産合計	294,991	298,747
無形固定資産		
その他	819	754
無形固定資産合計	819	754
投資その他の資産		
投資有価証券	749,157	749,157
投資不動産（純額）	1,943,038	1,934,918
その他	¹ 40,381	¹ 39,474
投資その他の資産合計	2,732,577	2,723,550
固定資産合計	3,028,388	3,023,052
資産合計	3,197,434	3,171,492
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,511	7,970
短期借入金	23,300	55,200
1年内返済予定の長期借入金	² 852,744	803,681
未払法人税等	3,461	1,563
事業損失引当金	103,640	103,640
その他	138,438	123,330
流動負債合計	1,124,096	1,095,386
固定負債		
長期借入金	² 1,527,167	1,551,787
その他	12,374	15,988
固定負債合計	1,539,542	1,567,775
負債合計	2,663,639	2,663,161

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	866,250	866,250
資本剰余金	731,250	731,250
利益剰余金	1,699,224	1,723,874
株主資本合計	101,724	126,374
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	-	1,608
その他の包括利益累計額合計	-	1,608
少数株主持分	635,519	636,314
純資産合計	533,795	508,331
負債純資産合計	3,197,434	3,171,492

[次へ](#)

(2)四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	279,582	119,155
売上原価	102,046	24,696
売上総利益	177,536	94,458
販売費及び一般管理費	322,042	101,666
営業損失()	144,505	7,207
営業外収益		
受取利息	976	99
受取配当金	3,340	-
持分法による投資利益	9,555	-
負ののれん償却額	16,187	-
消費税等調整額	-	140
その他	816	365
営業外収益合計	30,876	604
営業外費用		
支払利息	24,950	13,927
支払手数料	250	250
その他	471	360
営業外費用合計	25,671	14,537
経常損失()	139,301	21,140
特別損失		
固定資産売却損	455	-
投資事業組合運用損	781	-
事業所閉鎖損失	-	1,268
特別損失合計	1,237	1,268
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失 ()	140,538	22,408
匿名組合損益分配額	-	198
税金等調整前四半期純損失()	140,538	22,210
法人税等	9,438	1,645
少数株主損益調整前四半期純損失()	131,100	23,855
少数株主利益又は少数株主損失()	7,488	794
四半期純損失()	123,612	24,650

[前](#) [次](#)

四半期連結包括利益計算書
第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失（ ）	131,100	23,855
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	-	1,608
為替換算調整勘定	407	-
その他の包括利益合計	407	1,608
四半期包括利益	131,507	25,464
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	124,019	26,258
少数株主に係る四半期包括利益	7,488	794

[前へ](#) [次へ](#)

注記事項

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、前連結会計年度において、3期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となっており、当第1四半期連結累計期間においても、営業損失7,207千円、経常損失21,140千円及び四半期純損失24,650千円を計上した結果、127,983千円の債務超過となっております。

また、前連結会計年度において生じていた一部借入金の支払い遅延につきましては、条件変更の契約を締結し解消するに至ったものの、間接金融（銀行借入）による新たな資金調達が依然として困難な状況となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該事象又は状況を改善・解消すべく、以下のとおり、安定した収益の確保、コスト削減、財務基盤の改善及び資金の確保等により安定した経営を図って参ります。

平成25年5月30日付で業務提携に関する基本合意書を締結いたしました株式会社兵庫宝不動産と、協働にて不動産の流動化事業を展開し、また有限責任事業組合を活用し、新規商品である木造デザイナーズマンション「J Woody Design Apartment (J-Woody)」を開発・販売するスキームを構築する等により、安定した売上と利益の向上を図ります。さらに、国内外の不動産、国内外の投資家を対象とした仲介及び投資アドバイザー業務の取り扱い件数を増やすなど、多方面からの収益の増加を図ります。

一方、役員報酬及び従業員給与の削減や人員削減、業務効率化・契約条件見直しによる諸経費の削減等、安定的な収益に見合った組織体制・コスト構造への転換を、継続して進めております。個別債権の回収可能性を勘案し、貸倒引当金を計上し、投資先企業に係る将来の損失について、事業損失引当金を計上しておりますが、これらの引当金については、可能な限り早期に解消を図ります。

また、債務超過の解消及び当面の資金の確保のため、平成25年8月14日開催の取締役会において第三者割当による新株式（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び新株予約権の発行を決議し、財務基盤の改善及び強化並びに収益確保のための資金調達を図って参ります。

当社グループは、以上の対応策を順次取り進めておりますが、財務基盤の改善や安定した収益の確保には未だ至っておらず、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

税金費用については、従来、原則的な方法により計算しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法に変更しております。これは、当社及び連結子会社の四半期決算業務の一層の効率化を図り、四半期決算における迅速性に対応するためであります。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
流動資産	3,967千円	3,875千円
投資その他の資産	137,364千円	137,374千円

2 融資契約等に規定する期限の利益喪失事由

前連結会計年度(平成25年3月31日)

借入金の一部について、期限の利益喪失事由に該当しているものがありますが、借入先には期限の利益喪失の権利行使をしないよう申し入れを行い、返済条件の変更について協議中であります。

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

該当事項はありません。

3 保証債務

前連結会計年度(平成25年3月31日)

SCM SOUTHRIDGE, LLCの賃貸借契約について、2件の家賃等の債務保証を行っております。

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

SCM SOUTHRIDGE, LLCの賃貸借契約について、2件の家賃等の債務保証を行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	35,610千円	11,807千円
負ののれん償却額	16,187 "	

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(セグメント情報等)

セグメント情報

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネージメント 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	254,593	18,879	6,109	279,582		279,582
セグメント間の内部売上高又は振替高		234	150	384	384	
計	254,593	19,114	6,259	279,967	384	279,582
セグメント損失()	97,470	33,142	19,553	150,166	5,661	144,505

(注) 1 セグメント損失の調整額5,661千円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネージメント 事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	118,525	480	150	119,155		119,155
セグメント間の内部売上高又は振替高		60	150	210	210	
計	118,525	540	300	119,365	210	119,155
セグメント利益又は損失()	8,343	464	199	7,680	472	7,207

(注) 1 セグメント損失の調整額472千円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	2,091円58銭	417円09銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	123,612	24,650
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	123,612	24,650
普通株式の期中平均株式数(株)	59,100	59,100

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

1. 第三者割当による新株式発行（普通株式）

平成25年8月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行（普通株式）の決議を行いました。その概要は下記のとおりであります。

(1) 発行期日 平成25年8月30日

(2) 発行新株式数 12,673株

（うち金銭出資分3,044株、現物出資分9,629株）

(3) 発行価額 1株当たり9,855円

(4) 資金調達の額（総額） 124,892,415円

うち94,893,795円については、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によるものとします。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 1株につき4,928円（総額 62,452,544円）

増加する資本準備金の額 1株につき4,927円（総額 62,439,871円）

(6) 募集又は割当方法

第三者割当の方法によります。

(7) 割当先及び割当株式数

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

（以下、「マイルストーン社」といいます。） 3,044株（金銭出資分）

前田 健司（当社 代表取締役） 9,629株（現物出資分）

(8) 資金の使途

財務状態の健全化を図ること及び運転資金（人件費及び支払報酬）に充当する予定です。

(9) その他

前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 新株予約権の発行

平成25年8月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権発行の決議を行いました。その概要は下記のとおりであります。

(1) 発行期日 平成25年8月30日

(2) 新株予約権の総数 39個

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

(4) 発行価額 1,150,500円（新株予約権1個につき29,500円）

(5) 当該発行による潜在株式数 19,500株（新株予約権1個につき500株）

(6) 資金調達の額（総額） 193,323,000円

（内訳）

新株予約権発行による調達額 1,150,500円

新株予約権行使による調達額 192,172,500円

(7) 行使価額 1株当たり9,855円

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

(9) 募集又は割当方法

第三者割当の方法によります。

(10) 割当先

マイルストーン社

(11) 資金の使途

有限責任事業組合（LLP）を活用した取組を含め、遂行中プロジェクト及び新規プロジェクトに伴う諸費用（手付金・仲介手数料・建築関連費用及び登記費用、初期費用等）及び、不動産流動化事業に関する諸費用（SPV設立費用及び出資金等）に充当する予定です。

(12) その他

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。

本新株予約権の行使指示

割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

・株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下、「JASDAQスタンダード」といいます。）における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（12,812円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

・JASDAQスタンダードにおける5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（14,783円を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、行使指示の株数は、直近7連続取引日の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社の代表取締役社長である前田氏と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大5,000株）としております。

新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

その他

前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

[前△](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月28日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した結果、債務超過の状況となっている。借入金を含む一部の債務の支払いに関し延滞が発生しており、期末日現在、期限の利益喪失事由に該当している。また、平成25年3月25日に株式会社ISホールディングスとの資本・業務提携の解消に関する合意書を締結した結果、同社からの新たな資金調達が困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月28日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 浩指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した結果、債務超過の状況となっている。借入金を含む一部の債務の支払いに関し延滞が発生しており、期末日現在、期限の利益喪失事由に該当している。また、平成25年3月25日に株式会社ISホールディングスとの資本・業務提携解消に関する合意書を締結した結果、同社からの新たな資金調達が困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。